



ひがしくるめ

社協だより



発行者 社会福祉法人
東久留米市社会福祉協議会
〒203-0033
東久留米市滝山4-3-14
わくわく健康プラザ2階
電話 042(471)0294
ファクス 042(476)4545



URL <https://www.higashikurume-shakyo.or.jp/>
Email: info@higashikurume-shakyo.or.jp



*銀之助(ぎんのすけ)くん(男の子) 2021年9月10日生 小山在住
ソフトクリームのおもちゃを上手に掴んで遊んでいるところです。たくさん食べて
元気に大きくなってね! 銀ちゃん、生まれてきてくれてありがとう♡

赤ちゃん写真大募集!
詳しくは、4面をご覧ください。

ご案内

「成年後見(法定後見)制度とは」



成年後見制度は、判断能力が十分でない方が安心して生活が送れるよう、本人の財産や家の管理、福祉サービスの利用契約や入院費の支払いなどを支援し、本人の権利を守る制度です。詳しい内容は下記「成年後見制度のご案内」をご参照ください。

認知症で
「書類や手続きがわからない」
「お金の管理が難しい」



脳梗塞で倒れた家族の代わり
に銀行へ行ったら「成年後見人
をつけてください」と言われた

万が一のその時に慌てないために、経験豊富な後見人からお話を伺います。
ご興味のある方、ぜひご参加ください。

日時 5月25日(水) 午前10時~11時45分

- 会場 市役所市民プラザホール
- 講師 司法書士 稲岡 秀之 氏
- 対象 東久留米市在住の方
- 参加費 無料
- 定員 30人 ※事前申し込み
- 申し込み 4月18日(月)~ 氏名、年齢、住所、電話番号を
電話もしくはファクスにてお知らせください。

【申し込み・問い合わせ】成年後見制度推進機関 ☎ 042-479-0294 📠 042-476-4545

ファミリー・サポート・センター

サポート会員募集

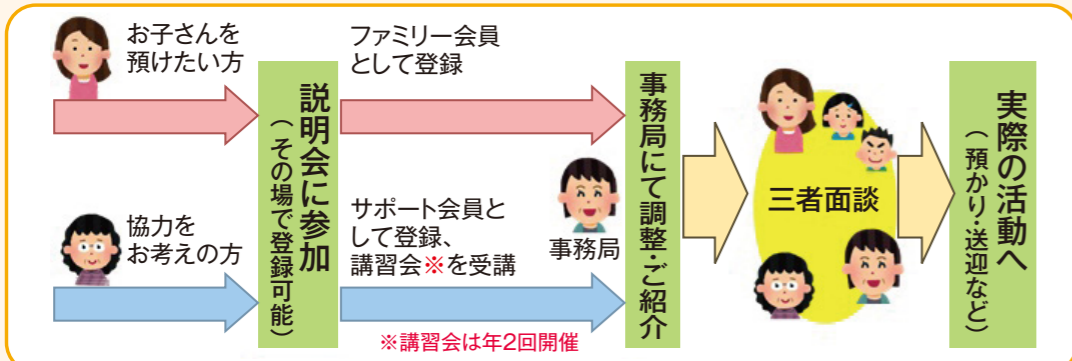


ファミリー・サポート・センター事業はお子さんを預けたい方(ファミリー会員)・協力したい方(サポート会員)からなる有償の相互援助活動です。

◆登録の要件(サポート会員)

- ・東久留米市内または近隣市にお住まいで20歳以上の心身ともに健康な方
- ・事業の主旨を理解して活動できる方
- ◎活動の紹介は講習会修了後になります(6月・11月開催予定)。
- ◎50~70歳代の方を中心に、ご自身の空いた時間で活動していただいています。

◆登録の流れ



事業説明会は予約制です。日程は4面のカレンダーをご確認ください。(利用者・協力者合同) ※個別説明も行っています。ご相談ください。

◆サポート活動の例

- 保護者の外出時の預かり(2歳) 10:00~12:30
- 学童保育所の迎えと預かり(小学1年生) 18:00~19:30 など

◆謝礼(利用料金)

| | | |
|-----------------|-----------|---------|
| 平日 (月~土曜日) | 午前9時~午後5時 | 700円/時間 |
| | それ以外の時間帯 | 900円/時間 |
| 日曜日・祝日・ 年末年始 | 終日 | 900円/時間 |

サポート会員の声

日中や、夕方からの空いた時間にサポート活動をしています。活動は時々ですが、会うたびにお子さんの成長を感じ、楽しい時間を過ごしています。(60歳代・女性)

【問い合わせ】ファミリー・サポート・センター ☎ 042-475-3294

成年後見制度のご案内



認知症や知的障がい、精神障がいのある方は、財産管理や契約を自分で十分に行うことが難しい場合があります。そこで、家庭裁判所が後見人等の援助者を選び、その援助者がご本人に不利益が生じないように、法律的なことや生活面に配慮しながら支援する制度です。援助者は、ご本人の意見を尊重し、希望に沿った支援を行います。

法定後見制度

- すでにご本人の判断能力が不十分な場合に家庭裁判所が適した援助者を決定する制度です。判断能力の程度により、後見・保佐・補助の3類型があります。
- 成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)は、家庭裁判所の監督のもと、ご本人に不利益が生じないように代理で契約などの法律行為や同意していない不利益な法律行為の取り消しなどを行います。

こんなときに
利用できます

- ・妻(認知症)に代わり銀行で定期預金を解約しようとしたところ「ご本人以外はできない」と言われた。
- ・認知症の親が訪問販売被害にあっているようだ。

任意後見制度

- あらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従い、判断能力が不十分になった時に任意後見人がご本人を援助する制度です。
- 契約後、判断能力が不十分になった場合は、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をします。任意後見人は任意後見監督人の監督のもと、ご本人の意思を尊重し、代理で契約などの支援を行います。

こんなときに
利用できます

- ・将来、認知症になった時に、家の管理や後のことを任せる親族などをあらかじめ決めておきたい。
- ・身寄りがなく、何かあった時に頼める人が必要。

【問い合わせ】成年後見制度推進機関 ☎ 042-479-0294

東久留米市社会福祉協議会 公式SNS

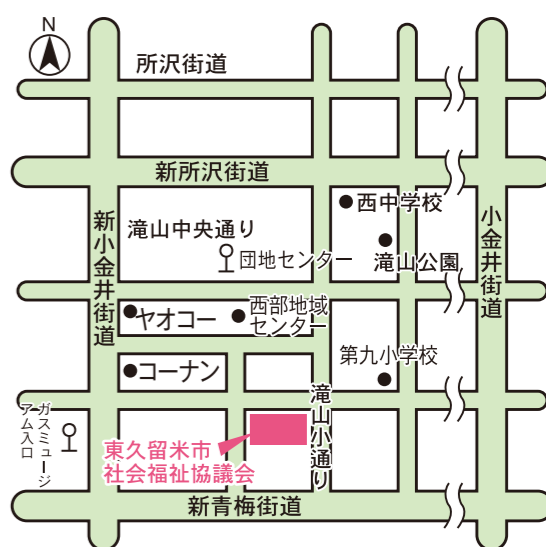
- 1 Twitter (ユーザーID) @kurume_higashi
- 2 Facebook (ユーザーID) @higashikurumeshakyou



主な記事

- P2 ■令和3年度 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動へのご協力ありがとうございました
- P3 ■fromボランティアセンター ■地域福祉コーディネーター事業 ■ふれあいサービス
- P4 ■新鮮!地域活動情報コーナー
 - ・耳で情報を受けとる方へボイス・コンタクト「ざ・おんやク2011」
 - ・ままっぷ VOL.8発行 & WEB公開「東久留米の育児応援マップを作る会」
- 団体情報

◆案内図◆



【交通手段】西武バス
①東久留米駅西口から「武蔵小金井駅(久留米西団地、錦城高校経由)」行き「ガスミュージアム入口」バス停下車徒歩6分または「久留米西団地」「滝山営業所」行き「団地センター」バス停下車徒歩7分
②清瀬駅南口から「花小金井駅(下里、東京病院経由)」行き「団地センター」バス停下車徒歩7分

次号は 9月1日発行



社会福祉協議会は、「社会福祉法」に基づいて設置され、住民、民生・児童委員、福祉施設・事業関係者などと連携し、地域に必要な福祉事業をすすめています。